

No	事象発生日	件名	施設	事象の概要	法令報告基準該当号	INES評価	10日報受領までの日数	最終報受領までの日数
1	R2.2.18	定期検査中に確認された蒸気発生器伝熱管の損傷	関西電力(株) 高浜発電所 高浜3	令和2年2月18日、関西電力より、定期検査中の高浜発電所3号機において、3台の蒸気発生器の全ての伝熱管 に対して渦流探傷試験 を実施したところ、B - S Gの伝熱管1本及びC - S Gの伝熱管1本の管支持板 付近に、外面(2次側)からの減肉とみられる有意な信号指示が認められたことから、法令報告事象に該当すると報告を受けた。	実用炉規則 3	0	1	202
2	R2.1.15	原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒引き上がり	四国電力(株) 伊方発電所 3号機	令和2年1月15日、四国電力より、定期検査中の伊方発電所3号機において、制御棒クラスタ1体が、吊り上げ作業をしていた原子炉容器の上部炉心構造物とともに引き上げられていたことから、法令報告事象に該当するととの報告を受けた。	実用炉規則 13	0	9	82
3	R1.10.17	定期検査中に確認された蒸気発生器伝熱管の損傷	関西電力(株) 高浜発電所 4号機	令和元年10月17日、関西電力より、定期検査中の高浜発電所4号機において、3台ある蒸気発生器の伝熱管について、過流探傷試験を実施した結果、A-蒸気発生器伝熱管及びB-蒸気発生器伝熱管からそれぞれ1本、C-蒸気発生器伝熱管のうち3本に外面からの減肉とみられる有意な信号指示が確認されたことから、法令報告事象に該当するととの報告を受けた。	実用炉規則 3	0	1	67
4	R1.9.9	JMTR における二次冷却系統冷却塔の倒壊	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究所 材料試験炉(JMTR)	令和元年9月9日、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構より、大洗研究所材料試験炉(JMTR)において、二次冷却系統冷却塔が倒壊したことから、法令報告事象に該当するととの報告を受けた。	試験炉規則 3	0	10	171
5	H31.1.30	核燃料物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	平成31年1月30日、日本原子力研究開発機構より、核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室において、管理区域内で核燃料物質が漏えいしたことを示す警報が発報し、保安規定に基づき立入制限区域を設定したことから、法令報告事象に該当するととの報告を受けた。	核燃使用規則 8	0	9	64
6	H30.9.12	定期検査中に確認された蒸気発生器伝熱管の損傷	関西電力(株) 高浜発電所 3号機	平成30年9月12日、関西電力より、定期検査中の高浜発電所3号機において、3台ある蒸気発生器の伝熱管について、渦流探傷試験を実施した結果、C-蒸気発生器伝熱管(一次系側)のうち1本に傷等の存在を示す有意な信号指示が確認されたとして、法令報告事象に該当するととの報告を受けた。	実用炉規則 3	0	1	(10日報で報告完了)
7	H30.9.6	非常用ディーゼル発電機(B)過給気軸固着	東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所 1号機	平成30年9月6日、東京電力ホールディングスより定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所1号機において、非常用D/G(B)の過給機に軸固着が確認され、速やかな復旧が難しいことから、当該非常用D/Gに要求される安全機能を有していないと認められるとして、法令報告事象に該当するととの報告を受けた。	実用炉規則 3	0	6	285

8	H30.6.22	定期検査中に確認された蒸気発生器伝熱管の損傷	関西電力(株) 高浜発電所 4号機	平成30年6月22日、関西電力より、定期検査中の高浜発電所4号機において、3台ある蒸気発生器の伝熱管について、渦流探傷試験を実施した結果、A-蒸気発生器伝熱管(一次系側)のうち2本に傷等の存在を示す有意な信号指示が確認されたとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	実用炉 規則 3	0	3	(10日報で 報告完了)
9	H30.6.5	非常用ディーゼル発電機の故障に伴う運転上の制限の逸脱	中部電力(株) 浜岡原子力発電所 5号機	平成30年6月5日、中部電力より、定期検査中の浜岡原子力発電所5号機において、当該非常用D/Gに要求される運転上の制限を満足していないと認められるとして、保安規定に基づく運転上の制限の逸脱と判断し、また、速やかに復旧できるものではないことから、法令報告事象に該当するとの報告を受け	実用炉 規則 5	0	10	176
10	H30.1.18	廃棄物減容処理装置建屋における放射性物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定	中部電力(株) 浜岡原子力発電所	平成30年1月18日、中部電力より、浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋2階において、粒状の堆積物を発見し保安規定に基づき立入制限区域を設定したことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	実用炉 規則 10	0	8	183
11	H29.8.10	第二加工棟における酸化ウラン粉末の漏えい	原子燃料工業(株) 熊取事業所	平成29年8月10日、原子燃料工業より、熊取事業所の第二加工棟第2混合室(管理区域)において、ウラン粉末が漏えいし、漏えいしたウラン粉末の放射エネルギーが 3.7×10^5 ベクレルを超えると判断したことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	加工 規則 8	0	11	83
12	H29.6.7	燃料研究棟における汚染に伴う立入制限区域の設定等	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	平成29年6月7日、日本原子力研究開発機構より、大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟108号室(管理区域内)において、核燃料物質を収納した貯蔵容器の点検作業中、貯蔵容器内のビニルバッグ(粉末状の核燃料物質を内包)が破裂したことにより、核燃料物質が管理区域内に漏えいし、保安規定に基づく立入制限区域を設定したこと及び作業員の計画外の被ばくが、報告基準を超え、又は超えるおそれがあることから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	核燃使用 規則 8, 11	2	12	252
13	H29.5.2	廃棄物減容処理装置建屋における放射性物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定	中部電力(株) 浜岡原子力発電所	平成29年5月2日、中部電力より、浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋地下2階において、粉状の堆積物を発見し保安規定に基づき立入制限区域を設定したことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	実用炉 規則 10	0	10	346
14	H29.2.3	非常用ディーゼル発電機シリンダ冷却水ポンプの損傷	日本原子力発電 (株) 敦賀発電所 2号機	平成29年2月3日、定期検査のため停止中の敦賀発電所2号機において、B-非常用ディーゼル発電機付属のシリンダ冷却水ポンプに損傷が確認され、当該非常用ディーゼル発電機に要求される安全機能を有していないと認められるとして、日本原子力発電より法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	実用炉 規則 3	0	7	68
15	H29.1.12	蒸気発生器伝熱管の損傷	関西電力(株) 高浜発電所 3号機	平成29年1月12日、定期検査のため停止中の高浜発電所3号機において、3台ある蒸気発生器の伝熱管について渦流探傷試験を実施した結果、A-蒸気発生器伝熱管のうち1本の高温側管板部に傷等の存在を示す有意な信号指示が確認されたとして、関西電力より法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	実用炉 規則 3	0	1	7

16	H28.12.8	中央制御室空調換気系ダクト腐食	中国電力(株) 島根原子力発電所 2号機	平成28年12月8日、島根原子力発電所2号機において、中央制御室空調換気系のダクトの点検を実施していたところ、当該系統のダクトに腐食孔(約100cm×約30cm)が確認されたことから、中国電力より法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	実用炉 規則 3	1	8	354
17	H28.6.2	放射性物質等の漏えいに伴う立入制限区域の設定	日本原子力発電(株) 東海第二発電所	平成28年6月2日、東海第二発電所廃棄物処理棟中地下1階タンクベント処理装置室内において、漏えいした液体の放射エネルギーの測定結果より、保安規定に基づく立入制限区域を設定したとして、日本原子力発電より法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	実用炉 規則 10	0	8	193
18	H28.2.29	発電機自動停止に伴う原子炉自動停止	関西電力(株) 高浜発電所 4号機	平成28年2月29日、起動操作中の高浜発電所4号機において、発電機の並列操作を実施した際に、「主変・発電機内部故障」などの警報が発生し、発電機が自動停止し、引き続きタービンと原子炉が自動停止したとして、関西電力より法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	実用炉 規則 2	0	9	16
19	H27.8.2	再処理工場における計器故障	日本原燃(株) 再処理事業所	平成27年8月2日、再処理工場分離建屋において高レベル廃液供給槽セル漏えい液受け皿の漏えい検知装置2系統及び塔槽類廃ガス処理設備廃ガス洗浄塔入口圧力計2系統に故障が確認されたとして、日本原燃より法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	再処理 規則 3	0	9	127
20	H27.7.17	ディーゼル発電機(B)シリンダヘッドインジケータコックの変形	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	平成27年7月17日、低温停止中の高速増殖原型炉もんじゅにおいて点検中のディーゼル発電機(B)のシリンダヘッドを落下させ、シリンダヘッドインジケータコックに変形が確認されたとして、日本原子力研究開発より法令報告事象に該当するとの報告を受けた。	研開炉 規則 3	0	7	74
21	H26.9.11	核燃料物質の管理区域外への漏えい	(独)日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター 材料試験炉	・平成26年9月11日10時20分、非管理区域である第3排水系貯槽()建屋1階において水たまりを発見した。 ・事業者は当該水を測定・分析し、汚染があること及びコバルト60が含まれることを確認したが、当該水の漏えい経路の確認のため本事象の法令報告事象判断が21時17分となった。 ・事業者は、漏えい経路を地下の廃樹脂貯槽の点検孔等と推定。原因は、廃樹脂貯槽の弁や水位計の不具合により、貯槽の満水状態を検知できず排水が送り続けられたため、水位が上昇し点検孔等から溢れ漏えいしたものと、漏えい量は約26Lと推定している。	試験炉 規則 8	0	8	265
22	H25.6.13	ウラン缶同士の接触事象	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 加工施設	平成25年6月13日、第2-3階酸化ウラン取扱室(管理区域)において、ウラン粉末缶を搬送コンベヤにより第2酸化ウラン貯蔵場に搬送していたところ、臨界安全管理上、ウラン粉末缶同士の離隔距離を核的制限値30cm以上に保つために設置されているインターロックが作動せず、2つのウラン粉末缶が搬送コンベヤ上で接触した。その後、事業者は直ちに接触したウラン粉末缶同士を移動し離隔距離を確保した。	加工 規則 9	0	8	92
23	H25.3.19	燃料集合体における一部燃料棒の接触	東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所 1号機	柏崎刈羽原子力発電所5号機で発見されたウォータ・ロッドの曲がりを受け、1号機で燃料集合体の点検を行っていたところ、3月19日に一部の燃料棒が他の燃料棒に接触し当該燃料集合体が必要な機能を有していないことが判明した。	実用炉 規則 3	0	8	105

24	H25.2.6	非常用ディーゼル発電機の故障	関西電力(株) 美浜発電所 1号機	2月5日、美浜発電所第1号機において、A - 非常用ディーゼル発電機の負荷試験中、過給機付近から発煙したため、手で運転を停止した。 その後、目視点検等を行った結果、2月6日にタービンロータの一部が損傷していることが確認されたため、当該非常用ディーゼル発電機が必要な機能を有していないことが判明した。	実用炉 規則 3	0	9	40
25	H25.1.4	非管理区域への放射性物質の漏えい	(独)日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター製錬転換施設 (使用施設)	平成25年1月4日、作業員が製錬転換施設をパトロールしていたところ、非管理区域にある排気ダクトから水のにじみを確認した。その後、漏えいが拡大しないようビニールシート等で漏えい箇所を養生した。 その後、漏えい箇所のスミヤ測定を行ったところ、微量の放射性物質を検出したため、当該ダクトからの漏えいは放射性物質を含む水の非管理区域への漏えいであることが判明した。	核燃使用 規則 8	0	7	126
26	H24.12.12	燃料集合体における一部燃料棒の接触	東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所 5号機	10月16日、柏崎刈羽原子力発電所5号機で燃料集合体チャンネルボックスの点検を行っていたところ、燃料集合体2体でウォータ・ロッドの曲がりを確認した。このため、ファイバースコープを用いて当該燃料集合体2体について詳細点検を行ったところ、12月12日に一部の燃料棒が接触し、当該燃料集合体が必要な機能を有していないことが判明した。	実用炉 規則 3	0	9	202
27	H24.11.30	非管理区域への放射性物質の漏えい	日本原子力発電(株) 東海第二発電所	11月30日、東海第二発電所のセメント凝縮固化装置の試験で発生した廃液をポリタンクに入れ東海発電所へ運搬していたところ、東海第二発電所敷地内(非管理区域)において微量の放射性物質を含む同廃液を漏えいさせた。	実用炉 規則 9	0	7	77
28	H24.11.9	非管理区域への放射性物質の漏えい	(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 材料試験炉	11月8日、非管理区域にある排水配管の健全性を確認する自主検査を実施していたところ、当該排水配管表面に水滴があるのを確認した。その後、同配管の漏えい箇所をシリコンテープで補修し、漏えいは停止した。 その後、漏えいした水の放射性物質の測定を行ったところ、微量の放射性物質を検出したため、11月9日、当該配管からの水滴は放射性物質を含む水の非管理区域への漏えいであることが判明した。	試験炉 規則 8	0	7	237
29	H24.10.23	非管理区域への放射性物質の漏えい	(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 材料試験炉	10月19日、使用済燃料切断プールの排水貯槽から廃液移送管にかけての健全性を確認する自主検査を実施していたところ、非管理区域にある当該移送管表面に水のにじみがあるのを確認した。その後、直ちに同移送管に水を送る移送ポンプを停止し、当該移送管表面のにじみも停止した。 にじみ水について放射性物質の測定を行ったところ、微量の放射性物質を検出したため、10月25日、当該移送管からの水のにじみは放射性物質を含む水の非管理区域への漏えいであることが判明した。	試験炉 規則 8	0	8	252